

シニアライフローン

平成30年4月2日現在

商 品 名	シニアライフローン
ご利用いただける方	次の全てを満たし、一般社団法人しんきん保証基金の保証を得られる方 ① 申込時年齢が満60歳以上で、最終返済時の年齢が満80歳以下の方 ② 国民年金・厚生年金・各種共済年金の公的年金を受給中で、当金庫に年金受取口座を有している方、または当金庫に同年金の年金受取口座を指定する手続きをした方 ③ 年金担保借入がない方
資金使途	リフォーム（増改築・修繕）資金、自動車の購入資金、旅行費用のほか、健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次のいずれかに該当するもの ① 申込人または申込人の家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫、兄弟）が必要とする資金 ※申込日時点で、支払日から1ヵ月以内のものに限り支払済資金も可とします ② 申込人が①を使途として当金庫から借り入れた基金保証付個人ローン（切替プランを除く）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む） ※①と合わせた申込みに限ります
ご融資限度額	100万円以内（1万円単位）
ご利用期間	3ヶ月以上 10年以内
ご融資利率	年7.5%（保証料込） ・ポイントサービス会員で最大1.0%金利引き下げ
ご返済方法	① 偶数月の15日（休業日の場合は翌営業日）を返済日とする隔月元金均等または隔月元利均等割賦返済とします ※毎月15日（休業日の場合は翌営業日）を返済日とする毎月元金均等・元利均等割賦返済も可とします ※6ヵ月ごとの増額（ボーナス）返済併用はありません ② 元金返済の据置期間は6ヶ月までとします
保証人・担保	原則として不要です
その他	ご融資金は、可能な限り振込とさせていただきます

シニアライフローン

苦情処理措置
紛争解決措置

- ・ 苦情処理措置
本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部（9時～17時、電話：096-355-6112）にお申し出ください。
- ・ 紛争解決措置
熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。